

平成 19 年 7 月 27 日
東 京 都

東京文化会館指定管理者審査委員会の審査報告書について

平成 19 年 6 月 28 日に公表したとおり、東京都は、東京文化会館指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を受けて、平成 21 年度から平成 28 年度までの東京文化会館の指定管理者の優先交渉権者を決定しました。

この度、審査委員会から審査報告書が提出されましたので、公表します。

東京都は、優秀提案者等の選定の際に付された審査委員会の意見を尊重し、教育的プログラムや人材育成への積極的取組み、自主事業や附帯事業の充実等について、指定管理者の指定にあたって事業計画への反映を求めています。

また、施設の貸出を戦略的に行うことを通じて質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供するなど、公募要項で示した館の使命を指定管理者が適切に果たしていくよう、指定期間の業務の履行状況及び目標の達成状況について、毎年度評価を実施し、確認するとともに、必要な場合は、指定期間中に応募時の事業計画及び協定締結に際して採用された提案内容等の見直しを行います。

東京文化会館指定管理者審査委員会

審査報告書

平成19年7月27日

東京文化会館の指定管理者の選定にあたり、東京文化会館指定管理者審査委員会(以下、「審査委員会」という。)は、応募団体から提出された書類及びヒアリングにより審査を行った。

この度、審査が終了し、優秀提案者を選定したので、審査結果を報告する。

1 審査委員

委員長 高辻 ひろみ (財団法人せたがや文化財団世田谷文化生活情報センター館長)

委員 一柳 慧 (作曲家・財団法人神奈川芸術文化財団芸術総監督)
(平成 19 年 3 月 5 日辞任)

嶋田 実名子 (花王株式会社コーポレートコミュニケーション部門
CSR推進部長兼社会貢献部長)

坪能 由紀子 (日本女子大学家政学部児童学科教授)

津村 卓 (財団法人地域創造芸術環境部プロデューサー)

松下 功 (作曲家、東京藝術大学演奏芸術センター教授)
(平成 19 年 3 月 5 日委嘱)

高西 新子 (生活文化スポーツ局総務部長)

中尾根 明子 (産業労働局観光部長)

三田村 みどり (教育庁生涯学習部長)

専門委員 串田 隆保 (串田隆保公認会計事務所所長)

※専門委員は、財務関係の書類の調査を行うため、設置した。

2 選定経過

日 程	事 項
平成 18 年 12 月 18 日 (月)	公募の周知
平成 18 年 12 月 21 日 (木)	公募要項等の公表
平成 18 年 12 月 21 日 (木) ~ 12 月 27 日 (水)	説明会参加申し込み (52 団体)
平成 19 年 1 月 9 日 (火)	公募説明会 (48 団体) 現場説明会 (44 団体)
平成 19 年 1 月 22 日 (月) ~ 1 月 24 日 (水)	公募に関する質問受付 (97 件)
平成 19 年 2 月 20 日 (火)	公募に関する質問への回答 (97 件)
平成 19 年 3 月 7 日 (水) ~ 3 月 9 日 (金)	公募参加表明の受付 (4 団体)
平成 19 年 4 月 11 日 (水) ~ 4 月 13 日 (金)	指定申請書等の受付 (3 団体)
平成 19 年 4 月 25 日 (水) ~ 4 月 27 日 (金)	提案書類の受付 (3 団体)
平成 19 年 6 月 6 日 (水)	東京文化会館指定管理者審査委員会 (第一次審査) 1 委員長選任 2 応募資格等審査
平成 19 年 6 月 22 日 (金)	東京文化会館指定管理者審査委員会 (第二次審査) 1 応募者ヒアリング (3 団体) 2 優秀提案者等の選定

3 応募団体名、代表及び構成団体名（指定申請順）

1	財団法人東京都歴史文化財団グループ	
	代表団体	財団法人東京都歴史文化財団
	構成団体	株式会社エヌ・エイチ・ケイ・アート
サントリーパブリシティサービス株式会社		
2	文化創造共同事業体	
	代表団体	株式会社ミック
	構成団体	東京テアトル株式会社
		楽天株式会社
		株式会社エンタテインメントプラス
		株式会社明和産業
株式会社アートクリエイション		
3	株式会社コンベンションリンケージ・学校法人東成学園・株式会社東急コミュニティ共同事業体	
	代表団体	株式会社コンベンションリンケージ
	構成団体	学校法人東成学園
		株式会社東急コミュニティ

4 審査方法

審査委員会は、東京都が「東京文化会館及び東京芸術劇場条例」及び「東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則」で定める基準に基づき、「東京文化会館指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）に定められた「評価項目及び配点」に従い、応募者から提出された書類を審査した。

経営基盤の安定性に関しては、専門委員を選任し、応募者から提出された財務関係書類により調査を行った。

提案書類（事業計画書）の審査にあたっては、応募者へのヒアリングを実施した。

各委員が評価項目ごとに採点した点数の合計を各応募者の得点とし、標準に満たないものは選外とした。得点の順により優秀提案者及び第2位の提案者を選定した。

5 審査基準

東京都が「東京文化会館及び東京芸術劇場条例」及び「東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則」で定める以下の基準を満たす者のうち、最も適切に東京文化会館の管理運営を行うことができると認める者を優秀提案者として選定した。

- ア 安定的な経営基盤を有していること。
- イ 音楽ホールあるいは劇場又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- ウ 利用者のサービス向上を図ることができること。
- エ 東京文化会館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- オ 下記業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
 - (ア) 施設利用に関すること
 - (イ) 音楽、歌劇、舞踊等の芸術文化の振興に関すること
 - (ウ) 音楽関係資料の収集、整理、展示及び利用に関すること
 - (エ) 目的を達成するために必要な事業
 - (オ) 東京文化会館の施設設備及び物品の維持管理に関する業務
 - (カ) 知事が特に必要と認める業務
- カ 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- キ 都の文化施策及び文化施設運営の方針にのっとり、都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- ク 文化施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- ケ 東京文化会館の適正な管理運営を行うために知事が定める基準

6 評価項目及び配点

公募要項に定められた下記の評価項目及び配点により各委員が採点を行った。

評価項目	配点
1 管理運営の基本方針	5 0
2 事業に関する業務	2 0 0
3 館の運営に関する業務	4 0
4 組織及び人材	9 0
5 館の管理その他に関する業務	6 5
6 収支計画	4 5
7 自由提案	1 0
合 計	5 0 0

7 得点の状況

評価項目	配点 (一人当 たり)	財団法人 東京都歴史 文化財団 グループ	文化創造 共同事業体	株式会社 コンベン ションリン ケージ外 共同事業体
1 管理運営の基本方針	400 (50)	224	200	154
2 事業に関する業務 ・施設の利用に関する業務 ・芸術文化の振興に関する事業 ・音楽資料室の運営に関する業務 ・館の事業を支える仕組み	1,600 (200)	995	916	710
3 館の運営に関する業務 ・休館日及び開館時間 ・館内サービス	320 (40)	213	196	178
4 組織及び人材	720 (90)	488	384	259
5 館の管理その他に関する業務 ・施設設備等の管理、危機管理 ・個人情報保護 ・業務の品質管理と自己評価 ・事前準備	520 (65)	307	281	270
6 収支計画	360 (45)	219	186	148
7 自由提案	80 (10)	45	45	32
合計(得点)	4,000 (500)	2,491	2,208	1,751

各団体の得点は、審査委員8名による採点の合計。

8 審査結果

優秀提案者 財団法人東京都歴史文化財団グループ

代表団体 財団法人東京都歴史文化財団

構成団体 株式会社エヌ・エイチ・ケイ・アート、
サントリーパブリシティサービス株式会社

第 2 位 文化創造共同事業体

代表団体 株式会社ミック

構成団体 東京テアトル株式会社、楽天株式会社、
株式会社エンタテインメントプラス、
株式会社明和産業、株式会社アートクリエイション

選外

株式会社コンベンションリンケージ・学校法人東成学園・株式会社東急コミュニティー共同事業体

9 審査講評

(1) 応募団体別講評

ア 財団法人東京都歴史文化財団グループ

従来の運営からの変革に取り組む積極的な姿勢がやや不足しているものの、これまでの管理運営業務の実績に裏づけされた貸し館の優先枠の設定や音楽資料室の開室時間の延長などの提案や具体的かつ堅実な計画が示されており、安定感のある運営が期待できた。

人材確保については、トップマネジメントレベルから技術スタッフに至るまで具体性のある提示がされ、収支計画については、提案内容との整合性が確保されているなど、提案の実現性を裏付けるものとなっていた。

提案では、現指定管理者としての利点を十分に活かしきっているとはいえ、さらなる創意工夫の余地があることから、優秀提案者に選定するにあたっては、以下の意見を付す。

- ① 8年間の指定管理期間にわたり東京文化会館を発展的に運営するため、常に社会の状況をみて何を求められているか考慮し、新しいことに積極的にチャレンジしていく姿勢を求める。
- ② 教育的プログラムや人材育成について、公的施設として積極的に取り組むこと。
- ③ 自主事業や附帯事業の拡大を検討すること。
- ④ 公的施設として、施設面でのバリアフリー化だけに留まらず、障がい者のための取り組みや障がい者とともに企画する事業を検討すること。
- ⑤ 日本を代表する公共ホールとしてその役割を考え、他地域の公共ホールとのネットワーク構築を推進していくこと。

イ 文化創造共同事業体

Webを活用した会員制度による新規顧客の開拓や新鮮味のある事業のアイデアなど、事業面でも運営面でも新たな取り組みを打ち出した提案は高く評価できた。

一方で、教育プログラムなど、日本のクラシック音楽の頂点にある公共ホールとしての社会貢献に関する構築的なプランがなく、公共施設としての役割の認識にやや欠ける点があった。

また、提案内容に関する具体的な説明や収支計画の内訳など、提案を裏付ける記載が不十分だった。

芸術文化の振興に自治体が予算を持ち、市場になじまない事業、例えば育成・教育普及等または先進的な催しを実行することには意義があり、収支計画で将来的に都からの支出をなくしていくという提案には疑問が残った。

第2位の提案者に選定するにあたり、以下の意見を付す。

- ① 興行的視点に偏らず、日本を代表する公立施設として、人材育成や芸術文化に親しむ人々の裾野の拡大など芸術文化の振興に寄与する役割を果たしていくことを求める。
- ② 大規模な公演だけでなく、東京文化会館で行う意義のある小規模な公演にも十分に配慮した事業を検討すること。特に小ホールについては、業務の基準の基本的な目的に沿って、若い世代の演奏家や創作者の活躍の場を提供するとともに新しい創造活動を支える次世代の観客を育てる場としての運営を行うこと。

ウ 株式会社コンベンションリンケージ・学校法人東成学園・株式会社東急コミュニティー共同事業体

「24時間365日」運営と「フェスティバル」を核においた事業を提案し、音楽資料室における相談機能、施設保守管理など、見るべき点はあるものの、多くの項目で提案内容が一定水準に達しているとは言えず、個々の提案内容の整合性や一体性にも欠けていた。

特に、人員体制が弱く、専門性の担保や実現性に疑問が残った。主体的な方針や運営戦略が欠如しており、公的機関としての社会貢献に関する展望も見られなかった。

(2) 総評

東京文化会館の指定管理者には、日本を代表する公立ホールの運営者として、全国規模での視線や意識に立っての取り組みや東京文化会館でしかできない独自性を発揮することが求められる。

しかしながら、今回応募のあった事業者の提案（事業計画）全てにそうした姿勢が見受けられなかった。

最終的には、安定的かつ堅実な事業推進が期待される財団法人東京都歴史文化財団グループを優秀提案者として選定したが、満場一致というわけではなかった。指定管理者として東京文化会館の管理運営を担うに当たっては、社会的な要請やニーズへのアンテナを高く持ち、対応していく積極的な姿勢を求めたい。

文化事業は、効果があらわれるまで長期間かかるものであるが、どの提案にも長い目で育てていく企画がみられなかった。このことから数年おきに管理運営者が選定される指定管理者制度への懸念を感じた。

また、指定管理者の選定は価格（指定管理料）の競争だという思い込みがあるようだが、施設運営や事業の公共性を担保するためには、設置者からの拠出（指定管理料）は必要である。危険につながる舞台技術スタッフの削減はあってはならないのはもちろんのこと、人材の十分な担保や優れた事業を提示し、必要な指定管理料を求める提案があってもよいと思われた。

なお、今回の公募では、東京文化会館が、現行どおり貸し館として場の提供により質の高い鑑賞機会を提供するにとどまってよいのか、自主事業の拡大を含めて、これまで以上に積極的に企画にまで踏み込み都のメッセージを発信していくことまで求めているのか、東京都の意図がやや読み取りにくかった。東京都に対しては、こうした意図をより明確に伝える工夫を望む。

東京文化会館指定管理者審査委員会（第一次審査） 議事録

1 日時

平成19年6月6日（水） 14：00から16：55

2 場所

東京都庁第一本庁舎25階104会議室

3 出席者

嶋田委員、高辻委員、坪能委員、津村委員、松下委員、
高西委員、中尾根委員、三田村委員
串田専門委員

4 議題

- (1) 委員長選任
- (2) 第一次審査

5 議事内容

(1) 委員長の選任

委員の互選により高辻委員を委員長に選任した。

(2) 第一次審査

審査に先立ち、事務局から選定のこれまでの経過、審査の方法と進め方、採点方法を説明した。

①応募書類の確認

事務局から公募要項上の失格要件である「応募書類に不備」のないことを報告した。

②接触及び不正行為の禁止規定違反の確認

公募要項上の失格要件である「接触の禁止」及び「不正行為の禁止」の違反がないか確認した。

③事業者の応募資格及び経営基盤の安定性の審査

事務局から応募のあった3団体すべて応募資格を形式的に満たしていることを報告した。

専門委員から経営状況調査の結果を報告した。

①から③の結果、失格となる団体がないことを確認した。

④提案書類（事業計画書）の審査

提案書類（事業計画書）の審査を行い、応募のあった3団体を第一次審査通過団体とすることを決定した。

東京文化会館指定管理者審査委員会（第二次審査） 議事録

- 1 日時
平成19年6月22日（金） 10：00から17：10
- 2 場所
東京都庁第一本庁舎25階104会議室
- 3 出席者
高辻委員、坪能委員、津村委員、松下委員、高西委員、中尾根委員、
三田村委員
*嶋田委員は欠席（委任状を提出）
- 4 議題
優秀提案者等の決定
- 5 議事内容
 - （1）接触の禁止規定違反の確認
公募要項上の失格要件である「接触の禁止」の違反がないか確認した。
 - （2）提案書の審査
応募者ヒアリングを踏まえて各委員が評価項目ごとに各応募団体の提案（事業計画書）の採点を行った。
各委員の点数の合計を各応募者の得点とし、得点の順により優秀提案者及び第2位の提案者を選定した。得点が標準に満たないものは選外とした。